

資料 2

業務仕様書

この業務仕様書は、山梨県（以下「県」という。）が平成 27 年度に実施する山梨県地域 P R 誌（以下「P R 誌という。」）の制作・編集・印刷・配送業務（以下「業務」という。）に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の概要や契約に係る特記事項等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものであり、契約書の一部となるものである。

1 本業務の概要

(1) 対象となる広報誌

名称：山梨県地域 P R 誌（Vol.1～2）

広報誌サイズ：B 5 判縦、両面印刷、全 20 ページ、中綴じ

誌面構成案：「資料 3」中の「地域 P R 誌面構成(案)」参照

発行：H27 年度 年 2 回（11 月、2 月）

使用色：フルカラー

用紙：表紙 マットコート紙（菊判 76 . 5 k g）

本文 マットコート紙（菊判 48 . 5 k g）

いずれも白色度 85 % 以上、やまなし森の印刷紙を使用

ただし、県の指示で用紙の指定を変える場合には別途協議する。

配付部数：10,000 部 / 回

配布先：県外の集客施設、旅行代理店などをはじめ、県外者が入手しやすい場所

(2) 業務の内容

制作・編集の内容は、P R 誌（Vol.1～Vol.2）企画立案から取材、イラスト作成レイアウトなど誌面原稿の制作・編集・校正全般と版下作成を行うものとする。（取材の詳細は別紙 1 のとおり）

県が実施する校正は、文字校正 2 回、色校正 1 回の計 3 回で、文字校正はカラーコピー、色校正は上質紙で行う。いずれも担当者が広聴広報課へ持参し、返却時には修正等の指示を受けること。なお、文字校正の段階で記事の差し替えや修正、色校正の段階で文字の修正をする場合がある。

校了後直ちに、カンブの他に制作した紙面の内容を県のホームページに掲載できるよう、速やかにデータ（HTML 形式及び PDF 形式）を広聴広報課に納める。

仕分・梱包し、それぞれ定められた期日までに広聴広報課が指定する場所に配送する。

配送先や配送部数は毎号ごと広聴広報課で指示するので柔軟に対応すること。

受託者は契約締結後においても、さらなる配送先の新規開拓に努めること。

2 業務における組織体制

(1) スタッフ

制作・編集に従事する総括責任者・ライター・デザイナー・カメラマンは、いずれも企画コンペ提案作品を制作したメンバーと同一人物とし、PR誌の制作・編集を主たる業務とすること。

総括責任者は県との窓口になり、ライター・デザイナー・カメラマンとの仲介、制作・編集の進行管理・取りまとめを行う。委託期間中、異動その他の事由により、変更が生じない者に限る。

総括責任者は編集会議に必ず出席し、広聴広報課や担当課の職員と編集方針などについて協議する。その他のスタッフは、必要に応じて出席すること。

(2) 編集会議

編集会議は、随時開催するものとする。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託の制限

受託者は、業務の全部又は業務における企画もしくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

(2) 著作権

業務の実施により制作された成果物及び資料またはその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって、受託者から県に移転するものとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議して定める。

PR誌に掲載された本文、写真、図画等に関する権利（著作権法第21条から第28条までに規定するもの）は、全て県に帰属するものとする。

PR誌作成にあたり撮影した写真（使用、未使用を問わず）及び作成したイラストの著作権は県に帰属する。

受託者は、PR誌で使用した写真データ、イラストを全て、PR誌制作終了後速やかに県に提出する。

受託者自身が著作権を持つ写真のPR誌への使用は認めるものとする。その際、県は委託料とは別に使用料等を支払わない。

受託者は、他人に著作権があるものを使用する場合には、著作権者の承諾を得て、県に報告するものとする。その際、県は委託料とは別に使用料等を支払わない。

(3) 機密の保持

受託者は、業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 個人情報の保護

受託者は、業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成17年3月28日山梨県条例第15号）を遵守しなければならない。